



---

# 改正地球温暖化対策推進法に係る施策の概要について

---

令和4年2月3日

東北地方環境事務所環境対策課 岩館 敏昭



---

# 1. 地球温暖化対策をめぐる国内外の動向

---

# “脱炭素化”が世界的な潮流に

## 2015年12月 パリ協定が採択（COP21）

- **すべての国が参加する公平な合意**
- **2°C目標、1.5°C努力目標**
- **今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出量と吸収量の均衡を達成**

## パリ協定は炭素社会との決別宣言



2019.9 気候行動サミット（ニューヨーク）

- **脱炭素化に向けた転換点**
- **今世紀後半の脱炭素社会に向けて世界は既に走り出している**

2018年10月8日  
IPCC「1.5°C特別報告書」公表

## パリ協定とは

- COP21(2015年、仏・パリ)において採択。
- 2016年発効。我が国も締結済み。
- 先進国のみならず、すべての国（※）が参加する新たな国際枠組み。  
※締約国数は197カ国・地域。内、批准国数は191カ国・地域。（2021年6月時点）

## パリ協定に盛り込まれた主要要素

- 世界共通の長期目標として2℃目標の設定。1.5℃に抑える努力を継続すること、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出と吸収を均衡することに言及
- 主要排出国を含むすべての国が削減目標（NDC）を5年ごとに提出・更新。
- 我が国提案の二国間クレジット制度（JCM）も含めた市場メカニズムの活用を位置付け。
- 適応の長期目標の設定、各国の適応計画プロセスや行動の実施、適応報告書の提出と定期的更新。
- 先進国が資金の提供を継続するだけでなく、途上国も自主的に資金を提供。
- すべての国が共通かつ柔軟な方法で実施状況を報告し、レビューを受けること。
- 5年ごとに世界全体の実施状況を確認する仕組み（グローバル・ストックテイク）。
- すべての国が長期戦略を作成し提出するよう努力すること。

# 菅総理が2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを表明

- 2020年10月26日に行われた第203回国会における菅内閣総理大臣所信表明演説において、**2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現**を目指すことを宣言。
- 同30日に行われた地球温暖化対策推進本部において、菅総理より「2050年カーボンニュートラルへの挑戦は日本の新たな成長戦略である」とし、地球温暖化対策計画、エネルギー基本計画、長期戦略の見直しの加速を指示。



地球温暖化対策を  
日本の成長戦略へ

- 集中豪雨、森林火災、大雪など、世界各地で異常気象が発生する中、脱炭素化は待ったなしの課題です。同時に、気候変動への対応は、我が国経済を力強く成長させる原動力になります。こうした思いで、私は2050年カーボンニュートラルを宣言し、成長戦略の柱として、取組を進めてきました。
- 地球規模の課題の解決に向け、我が国は大きく踏み出します。**2050年目標と統合的で、野心的な目標として、2030年度に、温室効果ガスを2013年度から46パーセント削減することを目指します。さらに、50パーセントの高みに向けて、挑戦を続けてまいります。**この後、気候サミットにおいて、国際社会へも表明いたします。
- 46パーセント削減は、これまでの目標を7割以上引き上げるものであり、決して容易なものではありません。しかしながら、世界のものづくりを支える国として、次の成長戦略にふさわしい、トップレベルの野心的な目標を掲げることで、世界の議論をリードしていきたいと思えます。
- **今後は、目標の達成に向け、具体的な施策を着実に実行していくことで、経済と環境の好循環を生み出し、力強い成長を作り出していくことが重要**であります。再エネなど脱炭素電源の最大限の活用や、投資を促すための刺激策、地域の脱炭素化への支援、グリーン国際金融センターの創設、さらには、アジア諸国を始めとする世界の脱炭素移行への支援などあらゆる分野で、できうる限りの取組を進め、経済・社会に変革をもたらしてまいります。
- 各閣僚には、検討を加速していただきますようお願いいたします。

---

## 2. 『地域脱炭素ロードマップ』の詳細

---

# 「国・地方脱炭素実現会議」の開催

- 国と地方が協働・共創して2050年までのカーボンニュートラルを実現するため、特に地域の取組と国民のライフスタイルに密接に関わる分野を中心に、国民・生活者目線での実現に向けたロードマップ、及び、それを実現するための国と地方による具体的な方策について議論する場として、「国・地方脱炭素実現会議」を開催。
- 令和2年12月25日の第1回では、ロードマップの趣旨・目的と各省・地方公共団体の取組を元に議論。関係各方面からのヒアリングを通じて、ロードマップの具体化とその実現の方策について検討を行い、令和3年4月20日の第2回では、ロードマップの骨子案を議論。
- 令和3年6月9日の第3回において、「地域脱炭素ロードマップ」を取りまとめ。

## ●構成メンバー

- <政府> 内閣官房長官（議長）、環境大臣（副議長）、総務大臣（同）、  
内閣府特命担当大臣（地方創生）、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣
- <地方自治体> 長野県知事、軽米町長、横浜市長、津南町長、大野市長、壱岐市長

## ●開催経緯

- 第1回 令和2年12月25日 ロードマップの趣旨・目的と各省・地方自治体の取組
  - 第2回 令和3年4月20日 ロードマップ骨子案
  - 第3回 令和3年6月9日 ロードマップ決定
- ※そのほか、自治体・企業等からのヒアリング（4回）や関係団体との意見交換等を実施



第3回 国・地方脱炭素実現会議（令和3年6月9日）（出典：首相官邸HP）

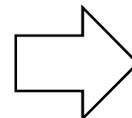
# 『地域脱炭素ロードマップ～地方からはじまる、次の時代への移行戦略～』の概要



6月9日に国・地方脱炭素実現会議第3回会合を開催し、本ロードマップを決定。

## キーメッセージ

- ▶地域脱炭素は**地域の成長戦略**
- ▶**再エネ等の地域資源の最大限の活用**により、**地域の課題解決**に貢献
- ▶一人ひとりが主体となって**今ある技術**で取り組める



地域の魅力と質を向上させる  
地方創生に貢献

## ロードマップ実現のための具体策

今後5年間に対策を集中実施し、

- ① 2030年度までに**100カ所以上の「脱炭素先行地域」**（※）の創出
- ② 屋根置き太陽光やゼロカーボン・ドライブなど**重点対策を全国で実施**により、地域の脱炭素モデルを全国そして世界に広げる

（※）**民生部門**（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴う**CO2排出実質ゼロ**まで削減。また、運輸部門や燃料・熱利用等についても、国全体の削減目標と整合するレベルに削減。IoT等も活用しながら、取組の進捗や排出削減を**評価分析**し、**透明性**を確保する。

## 3つの基盤的施策

### <1> 地域と国が一体で取り組む 地域の脱炭素イノベーション

- ① エネルギー・金融等の知見経験を持つ人材派遣の強化
- ② REPOS、EADAS、地域経済循環分析ツールなど、デジタル技術も活用した情報基盤・知見を充実
- ③ 資金支援の仕組みを抜本的に見直し、**複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援するスキーム**を構築

### <2> グリーン×デジタルで ライフスタイルイノベーション

- ① カロリー表示のように製品・サービスの**CO2排出量の見える化**
- ② 脱炭素行動への**企業や地域のポイント**等のインセンティブ付与
- ③ **ふるさと納税の返礼品としての地域再エネ**の活用

### <3> 社会を脱炭素に変える ルールのイノベーション

- ① 改正温対法に基づく**促進区域内の再エネ事業促進**
- ② 風力発電の特性に合った環境アセスメントの最適化
- ③ **地熱発電の地域共生による開発加速化**
- ④ **住宅の省エネ基準義務付け**など対策強化に関するロードマップ策定

# 1. ロードマップのキーメッセージ ～地方からはじまる、次の時代への移行戦略～

地域脱炭素は、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に貢献

- ① 一人一人が主体となって、**今ある技術**で取り組める
- ② **再エネなどの地域資源を最大限**に活用することで実現できる
- ③ 地域の経済活性化、**地域課題の解決に貢献**できる

## 経済・雇用

再エネ・自然資源  
地産地消

## 快適・利便

断熱・気密向上  
公共交通

## 循環経済

生産性向上  
資源活用

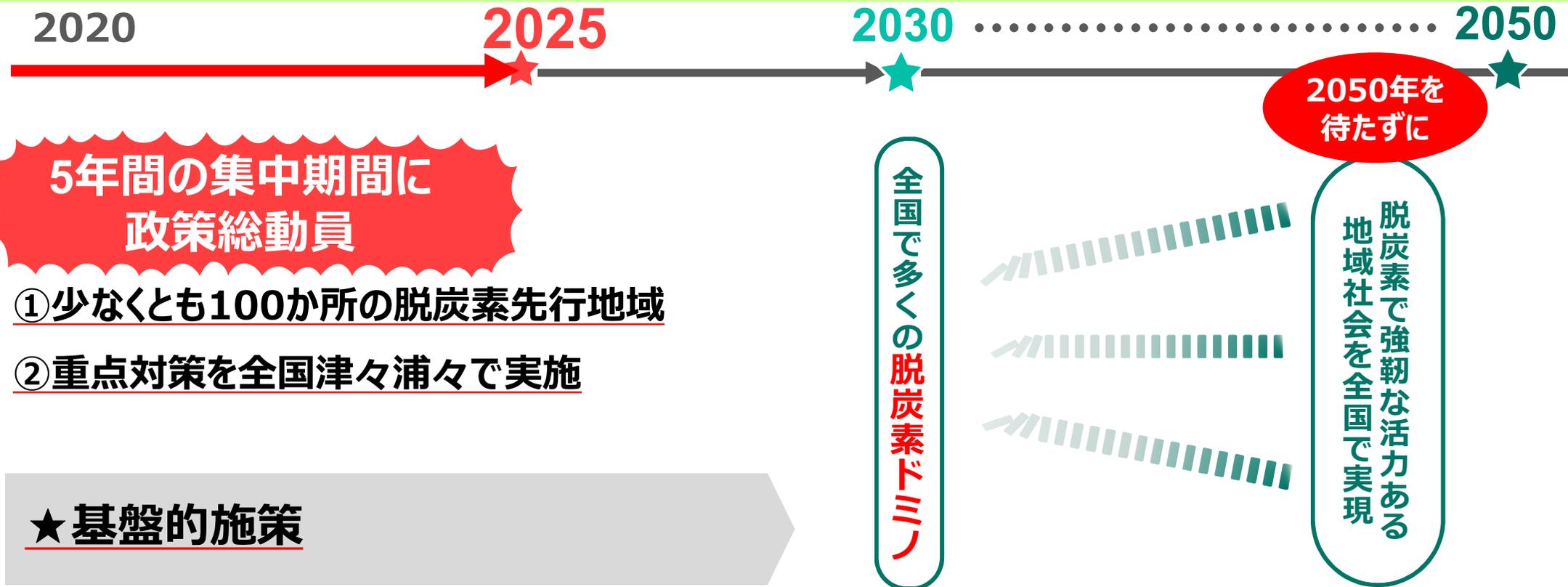
## 防災・減災

非常時のエネルギー確保  
生態系の保全

- ✓ 我が国は、限られた国土を賢く活用し、面積当たりの太陽光発電を世界一まで拡大してきた。他方で、**再エネをめぐる現下の情勢は、課題が山積**（コスト・適地確保・環境共生など）。国を挙げてこの課題を乗り越え、**地域の豊富な再エネポテンシャルを有効利用していく**
- ✓ 一方、環境省の試算によると、約9割の市町村で、**エネルギー代金の域内外収支は、域外支出が上回っている**  
(2015年度)
- ✓ 豊富な再エネポテンシャルを有効活用することで、地域内で経済を循環させることが重要

## 2. 地域脱炭素ロードマップの対策・施策の全体像

- **今後の5年間**に政策を総動員し、人材・技術・情報・資金を積極支援
  - ① 2030年度までに少なくとも**100か所の「脱炭素先行地域」**をつくる
  - ② 全国で、重点対策を実行（自家消費型太陽光、省エネ住宅、電動車など）
- 3つの基盤的施策（①継続的・包括的支援、②ライフスタイルイノベーション、③制度改革）を実施
- モデルを全国に伝搬し、2050年を待たずに脱炭素達成（**脱炭素ドミノ**）



「みどりの食料システム戦略」「国土交通グリーンチャレンジ」「2050カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」等の政策プログラムと連携して実施する

# 人材、情報・技術、資金の継続的かつ包括的な支援

今後5年間は集中期間として、脱炭素への移行に繋がる取組を加速化するため、**人材、情報・技術、資金の面から積極的、継続的かつ包括的に支援するスキーム**を構築。地域において、**地方自治体・金融機関・中核企業等が主体的に参画した体制**を構築し、**地方支分部局が水平連携し、機動的に支援を実施**

## 人材派遣・研修

- **エネルギー・金融等の知見経験を持つ人材派遣の強化**(※) ※地域力創造アドバイザー制度、
- 相談対応、出前指導や研修などにより**地域人材の底上げ** 地域活性化起業人等を活用

## 情報・ノウハウ

- REPOSやEADAS、地域経済循環分析ツールなど、**デジタル技術による情報基盤・知見を充実**
- **成功事例・ノウハウの見える化**と地域間共有・ネットワーク形成

## 資金

- 脱炭素事業に意欲的に取り組む地方自治体や事業者等を集中的、重点的に支援するため、**資金支援の仕組みを抜本的に見直し、複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援するスキームを構築**
- 民間投資の呼び込みを一層促進するための出資等の金融手段の活用を含め、事業の特性等を踏まえた効果的な形で実施
- ESG地域金融の案件形成や体制構築を支援



### ★国の地方支分部局が縦割りを排して水平連携

- **連携枠組みや支援ツールを組み合わせ**て支援
- **相談窓口体制を地方環境事務所が中心**となって確保



---

## 3. 脱炭素先行地域

---

以下、説明する内容は現時点のものであり、今後変更の可能性がります。

# 1. 脱炭素先行地域の定義、要件等

## (1) 脱炭素先行地域とは

地域脱炭素ロードマップに基づき、地方自治体や地元企業・金融機関が中心となり、農山漁村、離島、都市部の街区といった地域特性等に応じ再エネポテンシャルの最大活用による追加導入や住宅建築物の省エネ及び再エネ導入といった脱炭素に向けた取組内容を組み合わせ、**民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO2排出については実質ゼロ**を実現し、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、我が国全体の2030年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現するため、**2025年度までにそれらの道筋をつけ、2030年度までに実現させ脱炭素を達成する**地域。

## (2) 脱炭素先行地域で実現する削減レベルの要件

- ① 2030年度までに、先行地域内の民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴う**CO2排出の実質ゼロを実現**すること（地域内の民生部門の電力需要量を推計し、地域内の再エネ供給量及び省エネによる削減量の合計がそれと同等以上となる計画であること）。
- ② 民生部門の電力以外のエネルギー消費に伴うCO2やCO2以外の温室効果ガスの排出、民生部門以外の地域と暮らしに密接に関わる自動車・交通、農林水産業、下水処理等の分野の温室効果ガスの排出についても、改正温暖化対策計画と整合する形で地域特性に応じ少なくとも1つの取組を実施する計画となっていること。

# 1. 脱炭素先行地域の定義、要件等

## (3) 脱炭素先行地域を選定する際に国が確認する事項

- ① 地域で実現する削減レベルの要件適合性
- ② 再生可能エネルギーの発電設備の最大限の導入
- ③ 地域内で実施される取組の先進性、汎用性・発展性
- ④ 計画の実現可能性（計画の具体性、関係者の調整方針、災害時の想定等）
- ⑤ 脱炭素の取組に伴う地域課題の解決や住民の暮らしの質の向上
- ⑥ 対象地域の規模及び当該地域に含まれるエリア特性
- ⑦ 先行地域の効果に関する定量的な指標設定や評価の実施方針
- ⑧ 改正温対法に基づく促進区域設定を含めた実行計画の策定方針

# 脱炭素先行地域に関するスケジュール

## 2021年

12月24日 脱炭素先行地域の募集要項及びガイドブックを公表

12月27日 脱炭素先行地域に関する募集要領及び関連予算案説明会

## 2022年

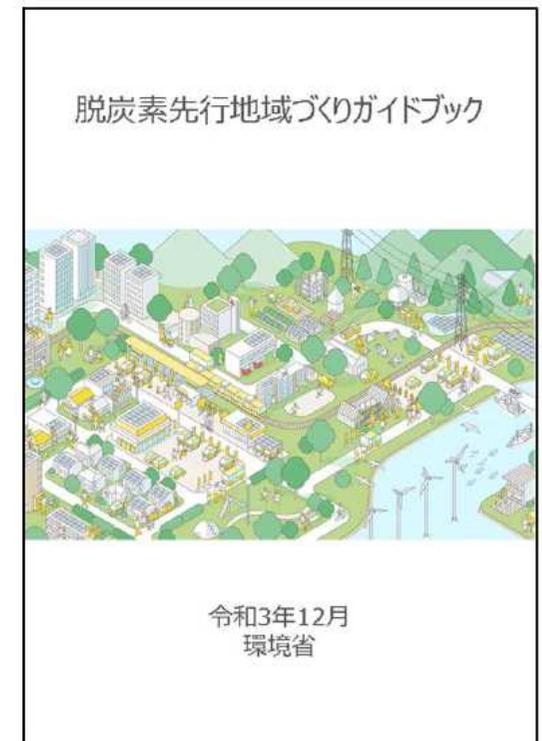
1月13日～ 自治体向けブロック別説明会等

1月25日 公募実施（2月21日締め切り）

春頃 **脱炭素先行地域を選定、公表**

以降、順次公募実施

（2022年度から2025年度までの各年度2回程度を想定）



---

## 4. 地球温暖化対策推進法の改正

---

# 地球温暖化対策推進法の一部を改正する法律について



※今回の改正案の主な内容を赤字で記載

## 1. 法目的・基本理念

気候系に対し危険な人為的干渉を及ぼさない水準に大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、地球温暖化を防止することが人類共通の課題。社会経済活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進する措置等により地球温暖化対策の推進を図る。

→法目的に加え、新たに2050年カーボンニュートラルを含む地球温暖化対策の「基本理念」規定を追加。

## 2. 地球温暖化対策の総合的・計画的な推進の基盤の整備

- 地球温暖化対策計画の策定（温対本部を経て閣議決定）※毎年度進捗点検。3年に1回見直し。
- 地球温暖化対策推進本部の設置（本部長：内閣総理大臣、副本部長：官房長官・環境大臣・経産大臣）

## 3. 温室効果ガスの排出の抑制等のための個別施策

### 政府・地方公共団体実行計画

- 事務事業編  
国・自治体自らの事務・事業の排出量の削減計画
  - 区域施策編  
都道府県・中核市等以上の市も、自然的社会的条件に応じた区域内の排出抑制等の施策の計画策定義務
- 区域施策編に、施策目標を追加。また、地域脱炭素化促進事業に関する方針も追加し、これに適合する事業の認定制度を新設。

### 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度

- 温室効果ガスを3,000t/年以上排出する事業者（エネルギー使用量が1,500ki/年以上の事業者）に、排出量を自ら算定し国に報告することを義務付け、国が集計・公表
  - 事業者単位での報告
- 電子システムでの報告の原則化・事業所等の情報についても開示請求の手続なく公表。

### 地球温暖化防止活動推進センター等

- 全国地球温暖化防止活動推進センター（環境大臣指定）  
一般社団法人地球温暖化防止全国ネットを指定
  - 地域地球温暖化防止活動推進センター（県知事等指定）
  - 地球温暖化防止活動推進員を県知事等が委嘱
- 地域地球温暖化防止活動推進センターの事務に、事業者向け啓発・広報活動を明記。

### 排出抑制等指針等

- 事業活動に伴う排出抑制（高効率設備の導入、冷暖房抑制、オフィス機器の使用合理化等）
  - 日常生活における排出抑制（製品等に関するCO2見える化推進、3Rの促進等）
- これら排出抑制の有効な実施の指針を国が公表  
（産業・業務・廃棄物・日常生活部門を策定済み）

### 森林等による吸収作用の保全等

## 1. 都道府県の地方公共団体実行計画制度の拡充

(1) **都道府県は、地方公共団体実行計画**において、その区域の自然的社会的条件に応じた再エネ利用促進等の施策に関する事項に加えて、**施策の実施に関する目標を定める**こととする（第21条第3項）。

（施策のカテゴリ：①再エネの利用促進、②事業者・住民の削減活動促進、③地域環境の整備、④循環型社会の形成）

(2) **都道府県は、地方公共団体実行計画**において、**地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮**し、省令で定めるところにより、市町村が定める**促進区域の設定に関する基準を定める**ことができる（第21条第6項及び第7項）。

## 2. 市町村の地方公共団体実行計画制度の拡充

(1) **指定都市・中核市・特例市は、地方公共団体実行計画**において、その区域の自然的社会的条件に応じた再エネ利用促進等の施策に関する事項に加えて、**施策の実施に関する目標を定める**こととする（第21条第3項）。

(2) **上記以外の市町村も、(1)の施策及びその実施に関する目標を定めるよう努める**こととする（第21条第4項）。

（施策のカテゴリ：①再エネの利用促進、②事業者・住民の削減活動促進、③地域環境の整備、④循環型社会の形成）

(3) **すべての市町村は、上記の事項を定めている場合において、協議会も活用しつつ、地域脱炭素化促進事業（※1）の促進に関する事項として、促進区域（※2）、地域の環境の保全のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組等を定めるよう努める**こととする（第21条第5項）。

## 3. 地域脱炭素化促進事業の認定

(1) **地域脱炭素化促進事業を行おうとする者は、事業計画を作成し、地方公共団体実行計画に適合すること等について市町村の認定を受ける**ことができる（第22条の2）。

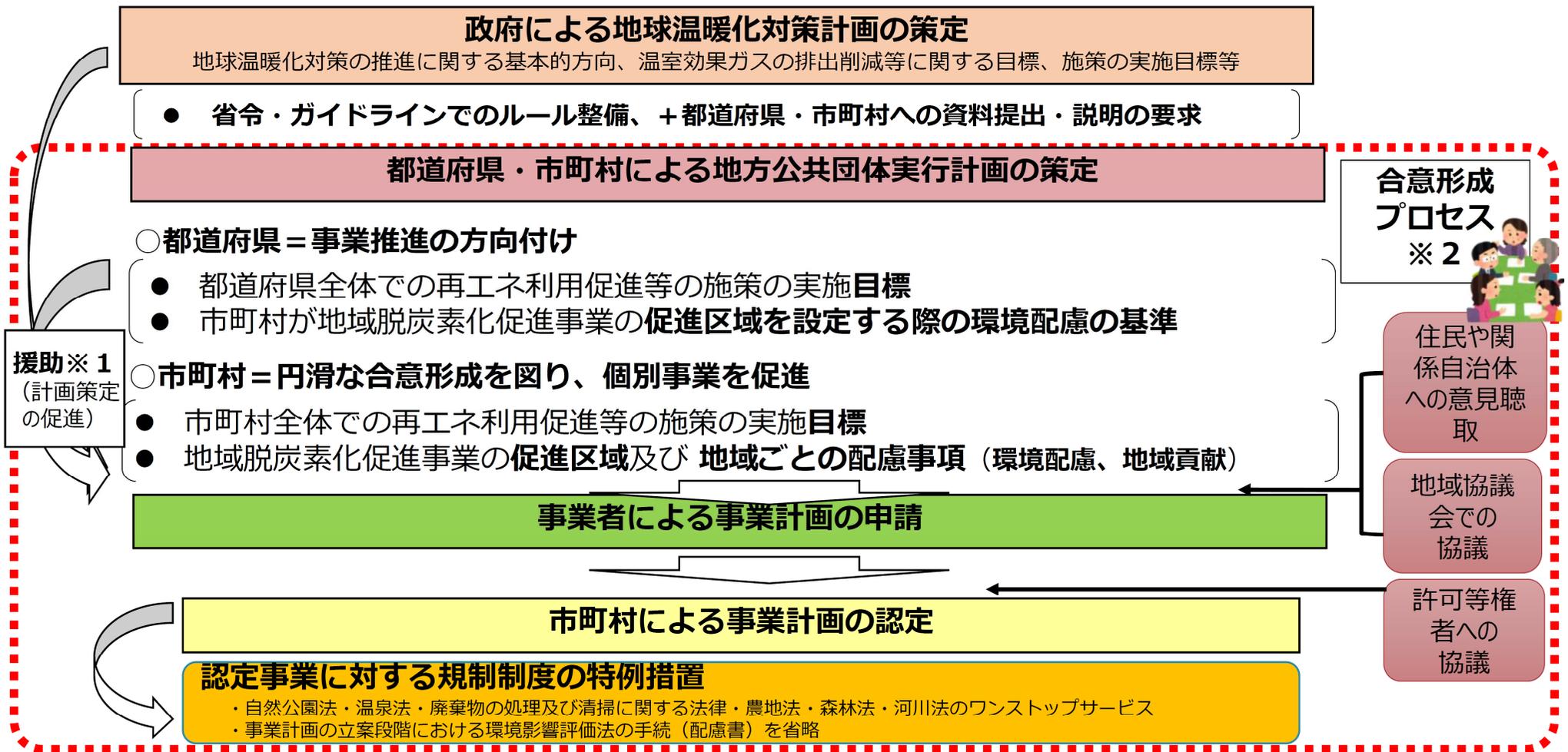
(2) (1)の認定を受けた認定事業者が認定事業計画に従って行う地域脱炭素化促進施設の整備に関しては、**関係許可等手続のワンストップ化**（※3）や、**環境影響評価法**に基づく事業計画の立案段階における配慮書手続の省略といった**特例**を受けることができる（第22条の5～第22条の11）。

※ 1 再エネを利用した地域の脱炭素化のための施設（地域脱炭素化促進施設）として省令で定めるものの整備及びその他の地域の脱炭素化のための取組を一体的に行う事業であって、地域の環境保全及び地域の経済社会の持続的発展に資する取組を併せて行うもの（第2条第6項）。

※ 2 環境保全に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める区域の設定に関する基準に従い、かつ、都道府県が定めた場合にあっては都道府県の促進区域の設定に関する環境配慮基準に基づき定めることとなる。（第21条第6、7項）

※ 3 自然公園法に基づく国立・国定公園内における開発行為の許可等、温泉法に基づく土地の掘削等の許可、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく熱回収施設の認定や処分場跡地の形質変更届出、農地法に基づく農地の転用の許可、森林法に基づく民有林等における開発行為の許可、河川法に基づく水利利用のために取水した流水等を利用する発電（従属発電）の登録。

# 改正地球温暖化対策推進法の概要 地域の脱炭素化について (2)



※1 国及び都道府県は、市町村に対し、地方公共団体実行計画の策定及びその円滑かつ確実な実施に関し必要な情報提供、助言その他の援助を行うよう努める (第22条の12)。

※2 住民その他の利害関係者や関係地方公共団体の意見聴取 (第21条第10項及び第11項) や、協議会が組織されているときは当該協議会における協議が必要 (第21条第12項)。協議会は、関係する行政機関、地方公共団体、地域脱炭素化促進事業を行おうとする者等の事業者、住民等により構成。

# 地方公共団体実行計画の策定～地域脱炭素化促進事業計画の認定に至る流れ

温対法の  
位置づけ

地方公共団体実行計画の策定

地域脱炭素化促進事業計画の認定

市  
町  
村

**市町村が**  
議論の場（協議会等）を設けて、  
ステークホルダー（関係者・関係機関）  
とともに、**課題のあぶりだし・解決方法を**  
検討



協議会

協議会等において、

- 環境保全上の支障のおそれのないよう「**促進区域**」を議論
- 市町村として事業者を求める
  - ・地域の環境の保全のための取組
  - ・地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組 等

※改正地球温暖化対策推進法第21条5項各号も議論

合意形成の促進

市町村の地方公共団体実行計画に記載

市町村は、  
事業者から申請を受けて、  
関係機関に  
許認可等の書類を転送

**促進区域における事業者**  
に求める左記の取組を満  
たした事業計画を認定

※改正地球温暖化対策推進法  
第22条の2

事  
業  
者

事業の  
構想

事業の候補地や調整が必要な課題の見える化  
事業予見性が高まる

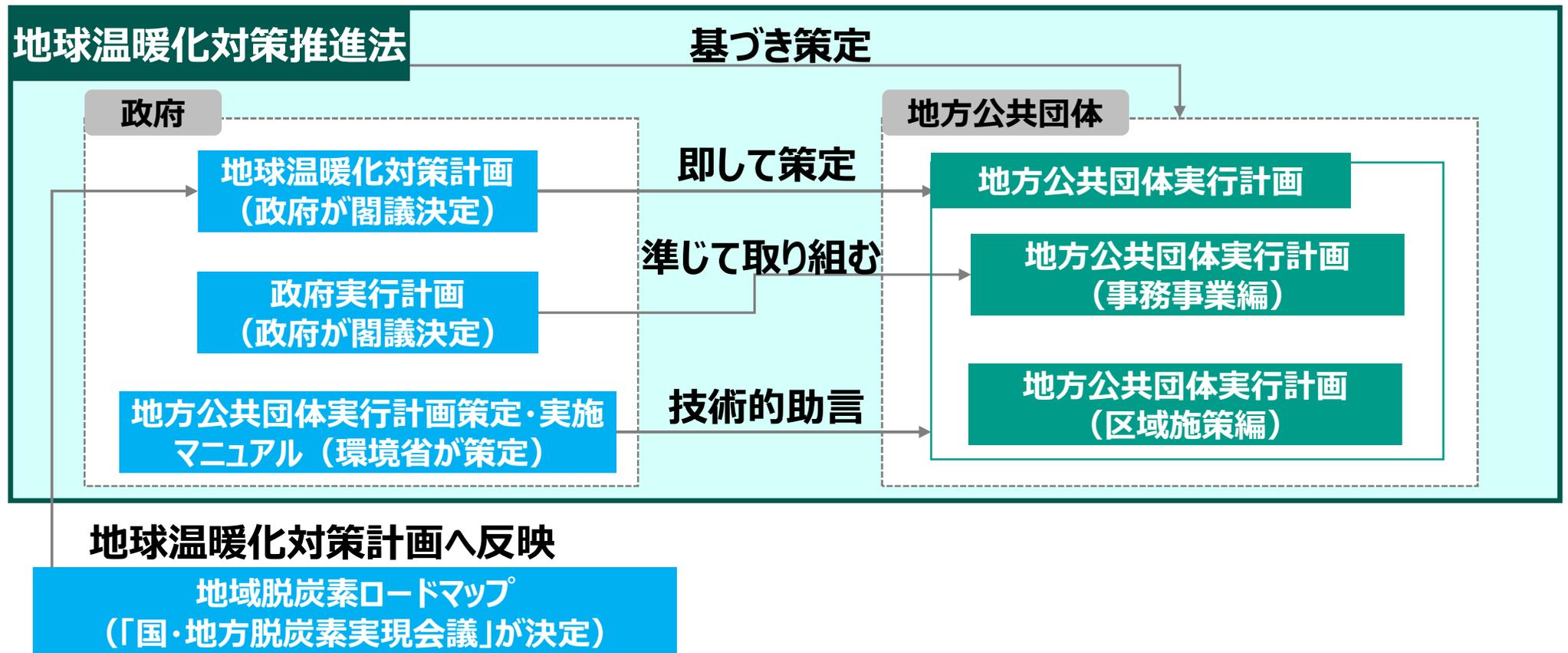
事業計画の  
立案

許認可手続の  
ワンストップ化等

事業計画の  
実施

## (参考) 地方公共団体実行計画と関連する法令・計画等の関係

- 地方公共団体は、地球温暖化対策推進法に基づき、地球温暖化対策計画に即して、地方公共団体実行計画を策定するものとされている。
- 地球温暖化対策計画は、地方公共団体に対して、地方公共団体実行計画（事務事業編）において、政府実行計画に準じて取組を行うことを求めている。
- 国（環境省）は、地球温暖化対策推進法等に基づき、地方公共団体に対して、技術的助言として、地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルを策定している。



# 地域脱炭素化促進事業の促進のために実施すべき事項等

- 地域脱炭素化促進事業の促進のため、地域の再エネポテンシャルを最大限活用するような意欲的な再エネ導入目標を設定した上で、その実現に向け、環境保全に係るルールに則って、促進区域等を設定することを通じ、円滑な地域合意形成を促すポジティブゾーニングの仕組み。
- 地域脱炭素化促進事業の促進に当たって実施すべき事項は、以下の通り。

実施すべき事項	実施主体	実施すべき事項のイメージ
<p><b>1. 国の環境保全に係る基準の設定(環境省令)</b>                      国は、環境保全上の支障を及ぼすおそれがないものとして定める省令によって、全国のいずれの市町村も共通して遵守すべき基準を定める。</p>	国	
<p><b>2. 都道府県の環境配慮基準の設定</b>                      都道府県は、国の基準を踏まえ、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して都道府県の環境配慮基準を定める。</p>	都道府県	
<p><b>3. 促進区域・地域の環境の保全のための取組等の設定</b>                      市町村は、自ら定める再エネ導入目標を念頭に置き、国・都道府県の基準に基づき、環境配慮の観点に加えて社会的配慮の観点も考慮しながら促進区域等を設定する。</p>	市町村	<p>&lt;地方公共団体実行計画&gt;  <b>促進区域・地域の環境の保全のための取組等</b></p> <p>・協議会等の協議</p>
<p><b>4. 地域脱炭素化促進事業計画の策定</b>                      事業者は、促進区域において整備する施設の種類・規模や「地域の環境の保全のための取組」や「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」の内容等を「地域脱炭素社会促進事業計画」として作成・申請する。</p>	事業者	<p>&lt;地域脱炭素化促進事業計画&gt;</p>
<p><b>5. 地域脱炭素化促進事業の認定</b>                      事業者から提出された地域脱炭素化促進事業計画について、市町村が上記3の事項との適合性等を審査し、事業を認定する。</p>	市町村	<p>・協議会等での協議                      ・ワンストップ化特例                      ・アセス配慮書省略</p>

# 「地域脱炭素化促進事業制度」の趣旨

- 「地域脱炭素化促進事業」制度の趣旨は、再エネ事業について、**適正に環境に配慮し、地域のメリットにもつなげ、地域と共生することで、円滑な合意形成を図りながら、地域への導入を促進すること。**その際、再エネは地域資源であり、その活用は、**地域を豊かにし得るもの**との認識が重要。
- 地域脱炭素化促進事業に係る「促進区域」・「地域の環境の保全のための取組」・「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」（以下「促進区域等」）の設定は、再エネ導入拡大に向け、円滑な地域合意形成を促す**ポジティブゾーニングの仕組み**であり、国や都道府県が設定する環境保全に係るルールに基づき、地域における合意形成を図りながら市町村が促進区域等を設定することにより、地域のオーナーシップの下、**事業の候補地や調整が必要な課題の見える化**がなされ、**予見可能性を高めるもの。**

# 関係許可等手続のワンストップ特例



- 市町村から認定を受けた地域脱炭素化促進事業については、温泉法、森林法、農地法、自然公園法、河川法、廃棄物処理法の許可等手続のワンストップ化特例を設けている。

	許認可等手続の概要		想定される 主な電源種
	対象となる行為	許可等権者	
温泉法	温泉を湧出させる目的での土地の掘削、湧出路の増掘等	都道府県知事の許可	地熱（温泉熱）
森林法	民有林・保安林における土地形質変更等の開発	都道府県知事の許可	風力・地熱（・太陽光）
農地法	農地の転用、農用地（農地、採草放牧地）の所有権等の移転	都道府県知事等の許可	太陽光・風力
自然公園法	国立公園・国定公園内における工作物の新設、土地形質変更等の開発行為等	環境大臣（国立公園）、都道府県知事（国定公園）の許可 ※特別地域における行為の場合 又は届出※普通地域における行為の場合	風力・中小水力・地熱（・太陽光）
河川法	水利使用のために取水した流水を利用する発電（従属発電）のための流水の占用	河川管理者※への登録 ※国交大臣、都道府県知事又は指定都市の長	中小水力
廃棄物処理法	廃棄物処理施設に熱回収施設を設置している者	都道府県知事等の認定 ※任意で熱回収認定を受けることができる。	バイオマス
	指定区域内（処分場跡地）における土地形質変更	都道府県知事等への届出	太陽光

---

## 5. 環境影響評価法施行令の改正

---

## 環境影響評価法施行令の一部を改正する政令の概要

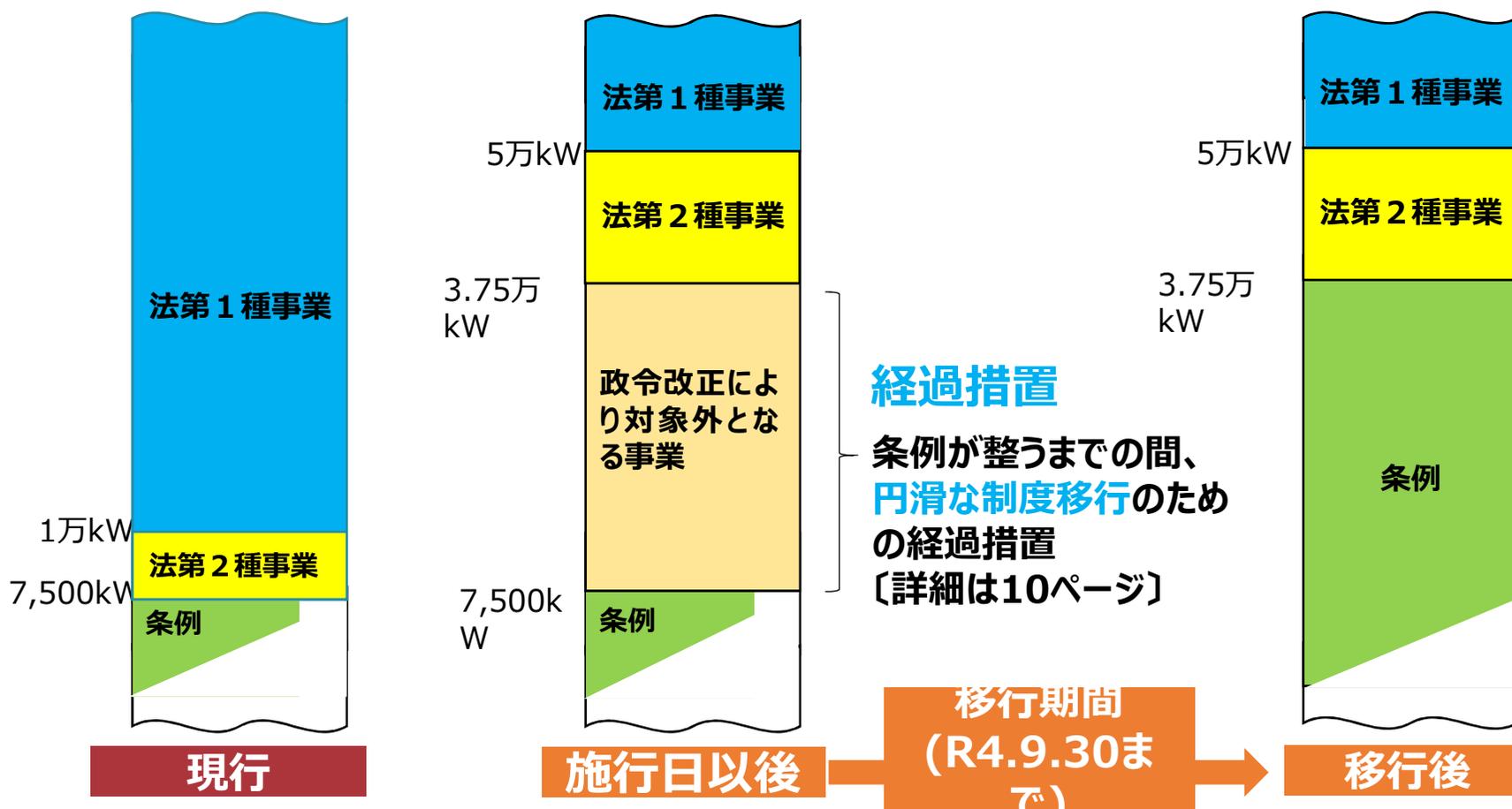
- 環境影響評価法（平成9年法律第81号）の対象となる風力発電所に係る規模要件（具体的な内容を環境影響評価法施行令（平成9年政令346号）に規定。）について、以下のとおり改正する。

第一種事業：現行 1万kW以上⇒**【5万kW以上】**に改正

第二種事業：現行 7,500kW以上 1万kW未満

⇒**【3万7,500kW以上 5万kW未満】**に改正

- 施行日：令和3年10月31日。なお、円滑な制度移行のため、所要の経過措置を設ける。



## 経過措置の内容について

環境影響評価 手続の開始時期	事業の 実施時期	経過措置における風力発電所に係る環境影響評価手続の取扱い
施行前	施行前	法アセス手続を実施
	移行期間中	法アセス手続を継続
	移行期間後	法アセス手続を継続
移行期間中	移行期間中	関係都道府県知事の意見を踏まえ、法アセス手続の要否を経済産業大臣が判定 (義務) →法アセス手続が必要と判断される場合は、対象事業とみなして環境影響評価法 及び電気事業法を適用
	移行期間後	関係都道府県知事の意見を踏まえ、法アセス手続の要否を経済産業大臣が判定 (任意) →法アセス手続が必要と判断される場合は、対象事業とみなして環境影響評価法 及び電気事業法を適用
移行期間後	移行期間後	法に基づく規制なし (条例アセス手続)

※水色の箇所は、本経過措置の対象。灰色着色箇所は、本経過措置の対象外。

---

**【参考】**  
**R4年度の補助事業（抜粋）**  
**\* 予算審議中につき変更の可能性あり**

---



【令和4年度予算（案）20,000百万円（新規）】

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」により支援します。

## 1. 事業目的

我が国では、2050年カーボンニュートラルの実現とともに、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減する目標の実現に向けて、再生可能エネルギーの主力電源化が求められている。本事業は、「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定）及び地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）に基づき、脱炭素事業に意欲的に取り組む地方自治体等を複数年度にわたり継続かつ包括的に支援するスキームとして交付金を設け、改正地球温暖化対策推進法と一体となって、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、脱炭素の基盤となる重点対策を全国で実施し、各地の創意工夫を横展開することを目的とする。

## 2. 事業内容

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対し複数年度にわたり継続かつ包括的に交付金により支援します。

### 1. 脱炭素先行地域づくり事業への支援

（交付要件）

脱炭素先行地域に選定されていること 等

（一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成等）

（対象事業）

再エネ設備の導入に加え、再エネ利用最大化のための基盤インフラ設備（蓄電池、自営線等）や省CO2等設備の導入、これらと一体となってその効果を高めるために実施するソフト事業を対象

### 2. 重点対策加速化事業への支援

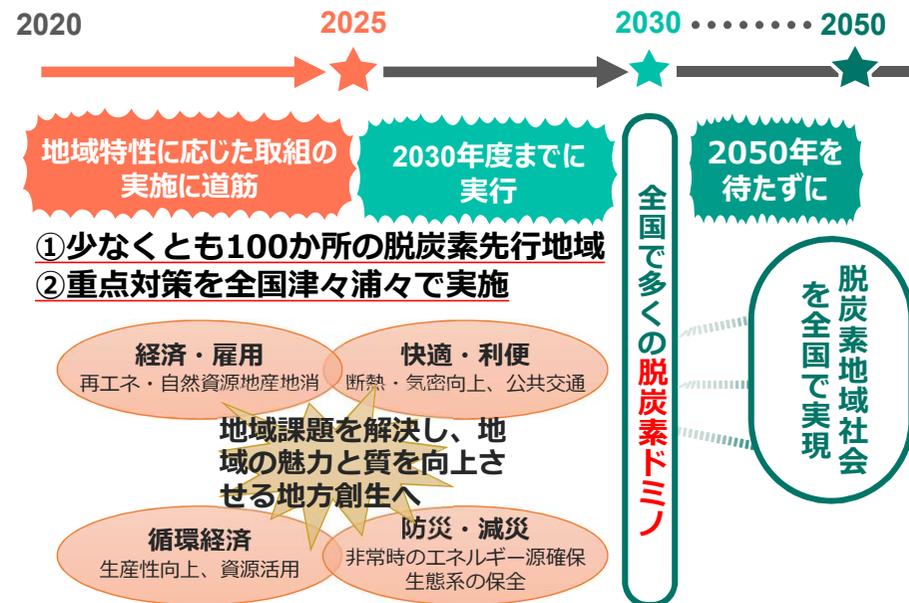
（交付要件）

屋根置きなど自家消費型の太陽光発電や住宅の省エネ性能の向上などの重点対策を複合実施等

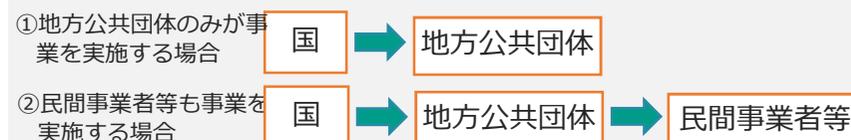
## 3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（交付率：脱炭素先行地域づくり事業 原則 2 / 3 ※  
重点対策加速化事業 2 / 3 ~ 1 / 3 等）
- 交付対象 地方公共団体等  
※財政力指数が全国平均（0.51）以下の自治体は一部 3 / 4
- 実施期間 令和4年度～令和12年度

## 4. 事業イメージ



### <参考：交付スキーム>



## 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 事業内容

事業区分	脱炭素先行地域づくり事業	重点対策加速化事業
交付要件	○脱炭素先行地域に選定されていること (一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成 等)	○再エネ発電設備を一定以上導入すること (都道府県・指定都市・中核市：1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上)
対象事業	<p><b>(1) CO2排出削減に向けた設備導入事業 (①は必須)</b></p> <p><b>①再エネ設備整備 (自家消費型、地域共生・地域裨益型)</b> 地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ設備の導入 ・再エネ発電設備：太陽光、風力、中小水力、バイオマス 等 ・再エネ熱利用設備/未利用熱利用設備：地中熱、温泉熱 等</p> <p><b>②基盤インフラ整備</b> 地域再エネ導入・利用最大化のための基盤インフラ設備の導入 ・自営線、熱導管 ・蓄電池、充放電設備 ・再エネ由来水素関連設備 ・エネマネシステム 等</p> <p><b>③省CO2等設備整備</b> 地域再エネ導入・利用最大化のための省CO2等設備の導入 ・ZEB・ZEH、断熱改修 ・ゼロカーボンドライブ (電動車、充放電設備等) ・その他省CO2設備 (高機能・高効率換気・空調、コジェネ等)</p> <p><b>(2) 効果促進事業</b> (1)「CO2排出削減に向けた設備導入事業」と一体となって設備導入の効果を一層高めるソフト事業 等</p>	<p><b>①～⑤のうち2つ以上を実施 (①又は②は必須)</b></p> <p><b>①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電</b> (例：公共施設等の屋根等に自家消費型の太陽光発電設備を設置する事業)</p> <p><b>②地域共生・地域裨益型再エネの立地</b> (例：未利用地、ため池、廃棄物最終処分場等を活用し、再エネ設備を設置する事業)</p> <p><b>③公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導</b> (例：新築・改修予定の公共施設において省エネ設備を大規模に導入する事業)</p> <p><b>④住宅・建築物の省エネ性能等の向上</b> (例：ZEH、ZEH+、既築住宅改修補助事業)</p> <p><b>⑤ゼロカーボン・ドライブ※</b> (例：地域住民のEV購入支援事業、EV公用車を活用したカーシェアリング事業) ※再エネとセットでEV等を導入する場合に限る</p> <p style="font-size: small;">〔 ①⑤については、国の目標を上回る導入量、④については国の基準を上回る要件とする事業の場合、単独実施を可とする。 〕</p>
交付率	原則 2 / 3 <small>※① (太陽光発電設備除く) 及び②について、財政力指数が全国平均 (0.51) 以下の自治体は3/4。②③の一部は定額</small>	2 / 3 ~ 1 / 3、定額
事業期間	おおむね 5 年程度	
備考	<p>○複数年度にわたる交付金事業計画の策定・提出が必要 (計画に位置つけた事業は年度間調整及び事業間調整が可能)</p> <p>○各種設備整備・導入に係る調査・設計等や設備設置に伴う付帯設備等も対象に含む</p>	



# PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 (一部 総務省・農林水産省・経済産業省 連携事業)



【令和4年度予算(案) 3,800百万円(5,000百万円)】  
【令和3年度補正予算額 11,350百万円】

再エネ導入・価格低減促進と調整力確保等により、地域の再エネ主力化とレジリエンス強化を図ります。

## 1. 事業目的

- ・ オンサイトPPA等による自家消費型の太陽光発電設備や蓄電池の導入・価格低減を進め、ストレージパリティの達成を目指す。
- ・ 新たな手法による再エネ導入・価格低減により、地域の再エネポテンシャルの有効活用を図る。
- ・ デマンド・サイド・フレキシビリティ(需要側需給調整力)の創出等により、変動性再エネに対する柔軟性を確保する。

## 2. 事業内容

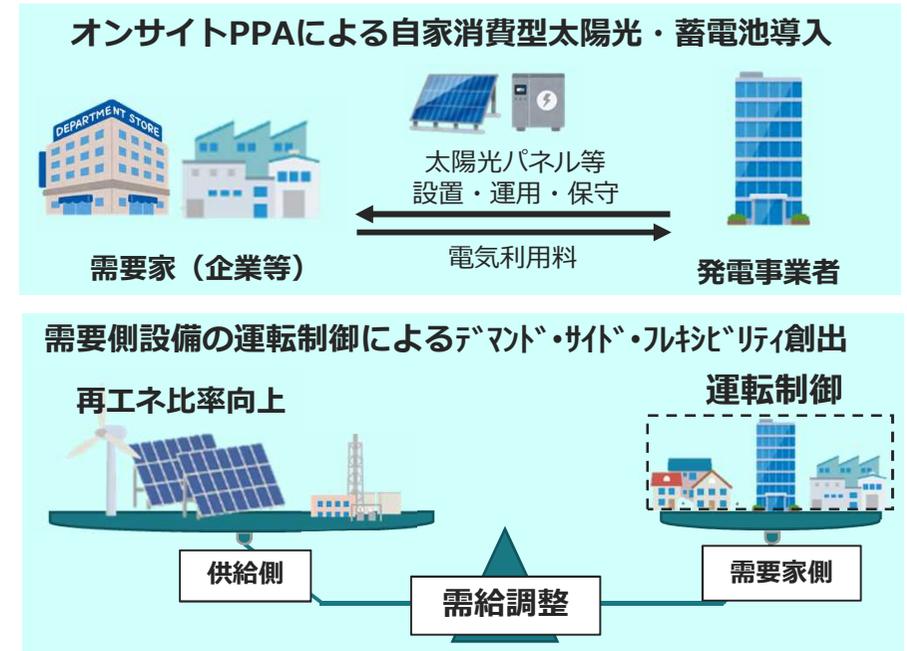
- (1) ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業
- (2) 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業
- (3) 再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業
  - ① オフサイトから運転制御可能な需要家側の設備・システム等導入支援事業
  - ② 再エネの出力抑制低減に資するオフサイトから運転制御可能な発電側の設備・システム等導入支援事業
2. 離島における再エネ主力化に向けた運転制御設備導入構築事業
- (4) 平時の省CO2と災害時避難施設を両立する直流による建物間融通支援事業
- (5) データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業
- (6) 公共施設の設備制御による地域内再エネ活用モデル構築事業

\*EVについては、(1)・(2)・(3)-1-①・(3)-2・(4)・(6)のメニューにおいて、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに従来車から買換える場合に限り、蓄電容量の1/2(電気事業法上の離島は2/3)×4万円/kWh補助する。(上限あり)

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業(補助率: 3/4、2/3、1/2、1/3、定額) / 委託事業
- 委託・補助先 民間事業者・団体等
- 実施期間 (1)・(2)・(5)令和3年度~令和6年度、(3)・(4)・(6)令和2年度~令和6年度

## 4. 事業イメージ





【令和3年度補正予算額 3,000百万円】

中小企業等へのCO2削減量に応じた設備等導入補助で、コロナ禍からの経済再生と脱炭素化を同時実現します。

## 1. 事業目的

コロナ禍を乗り越えて脱炭素化に取り組む中小企業等に対し、CO2削減量に応じた省CO2型設備等の導入を加速することで、企業の新たな設備投資を下支えし、電化・燃料転換等も促進しながら、我が国の持続可能で脱炭素な方向の復興（グリーンリカバリー）を促進し、コロナ前のCO2排出量のリバウンド回避をした上での、力強くグリーンな経済社会への移行を実現する。

## 2. 事業内容

①中小企業等による省CO2型設備等の導入に対して、以下の(A)(B)のうちいずれか低い額の補助を行う（補助上限5,000万円）。

(A) 年間CO2削減量×法定耐用年数×5,000円/tCO2\*（円）

\* 中小企業、省CO2型換気を導入する企業、グリーン冷媒使用設備を導入する企業は、7,700円/tCO2

(B) 総事業費の1/2（円）

※CO2削減量は、環境省指定の診断機関のCO2削減余地事前診断に基づく導入設備等による2019年比でのエネルギー起源CO2削減量。中小企業には診断費用の補助を行う。

※補助対象は、環境省が指定する設備等であって、単年度で導入完了可能なものに限る。LEDは支援対象とはしないが、他の補助対象設備とセットで導入した場合は、CO2削減量として計上。

※代行申請を可とする。

※事前診断によるCO2削減量を達成できない場合は再エネ電気切替え、外部調達等を行う。

②本補助事業の運営に必要な、公正なCO2削減量の担保（各診断機関が実施したCO2削減余地の事前診断結果の検証）等の支援を行う。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 ①間接補助事業 ②委託事業
- 委託・補助先 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和3年度

## 4. 事業イメージ

### 【事業の流れ】



### 【主な補助対象設備】



空調機



給湯器



冷凍冷蔵機器



ボイラ



省CO2型換気



EMS



2030年削減目標や2050年カーボンニュートラル実現に向け、分野やステークホルダーの垣根を超えた地域共創による開発・実証を支援します。

### 1. 事業目的

2030年までの温暖化ガス46%削減、2050年までの脱炭素社会実現のためには、既存の社会インフラの刷新も含めた社会実装に繋がる技術開発・実証が必要。また、第五次環境基本計画における地域循環共生圏の概念の下、拡大しつつあるゼロカーボンシティ宣言都市等における先導的な取組を支援し、各地域の特性を活かして、脱炭素かつ持続可能で強靱な活力ある地域社会を構築することが重要。そこで地域に根差し、かつ分野やステークホルダーの垣根を越えて脱炭素社会の実現に資するセクター横断的な地域共創の技術開発・実証事業を実施することを目的とする。

### 2. 事業内容

地方公共団体等との連携による技術開発・実証を推し進め、各地域がその特性を活かした脱炭素社会モデルを構築し、地域の活性化と脱炭素社会の同時達成を後押しし、脱炭素ドミノを誘引するため、以下の取組を実施する。

- **地域・省庁間連携によるセクター横断型脱炭素技術の開発・実証**  
農村・漁村等における再エネ導入や建築物の省エネ化等、新たな社会インフラの整備のため、関係省庁との連携により地域脱炭素化に向けてクリティカルな課題設定を行う。
- **技術シーズ・ボトムアップ型の技術開発・実証**  
各分野におけるCO2削減効果が相対的に大きいものの、開発費用等の問題から、民間の自主的な取組だけでは十分には進まない技術開発・実証を対象に支援する。
- **イノベーションの発掘及び社会実装の加速化(アワード枠)**  
確かな実績・実現力を有する者として表彰された者に対し、「アワード枠」として優先採択することで事業化の確度を高める。(気候変動アクション表彰との連携)

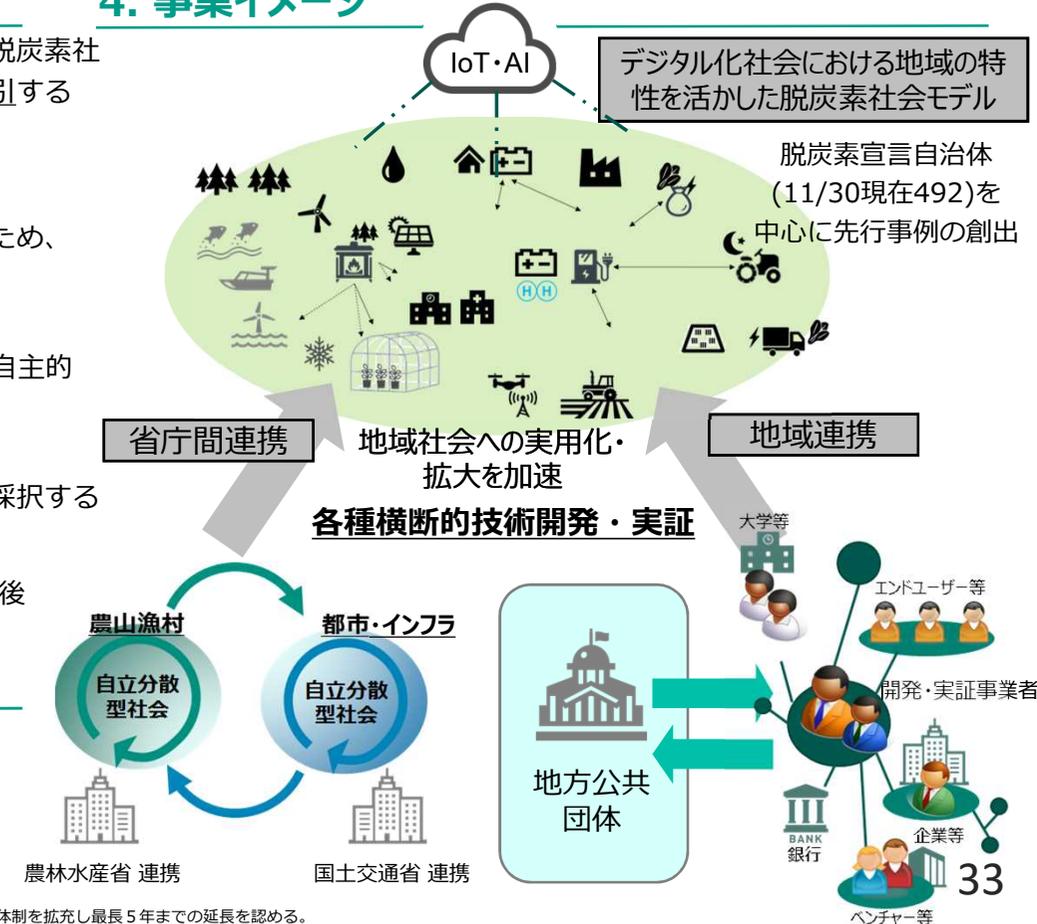
併せて、上述の取組による実用化や普及の成功率の向上のため、事業開始前から事業終了後に至るまで事業者の伴走型支援や評価・FU等の側面支援を実施する。

### 3. 事業スキーム

- **事業形態** 補助事業(1/2)・委託事業
- **委託・補助対象** 民間事業者・団体・大学・研究機関等
- **実施期間** 令和4年度～令和10年度※

※各課題における実施期間は原則3年。中間評価等により低評価の課題は事業の中止、高評価の課題は実施体制を拡充し最長5年までの延長を認める。

### 4. 事業イメージ





【令和4年度予算（案） 3,700百万円（4,000百万円）】

工場・事業場の設備更新、電化・燃料転換、運用改善による脱炭素化に向けた取組を支援します。

## 1. 事業目的

- ① 2030年削減目標の達成や2050年カーボンニュートラルの実現に資するため、工場・事業場における先導的な脱炭素化に向けた取組を推進する。  
(先導的な脱炭素化に向けた取組：削減目標設定、削減計画策定、設備更新・電化・燃料転換・運用改善の組合せ)
- ② 脱炭素化に向けて更なる排出削減に取り組む事業者の裾野を拡大する。

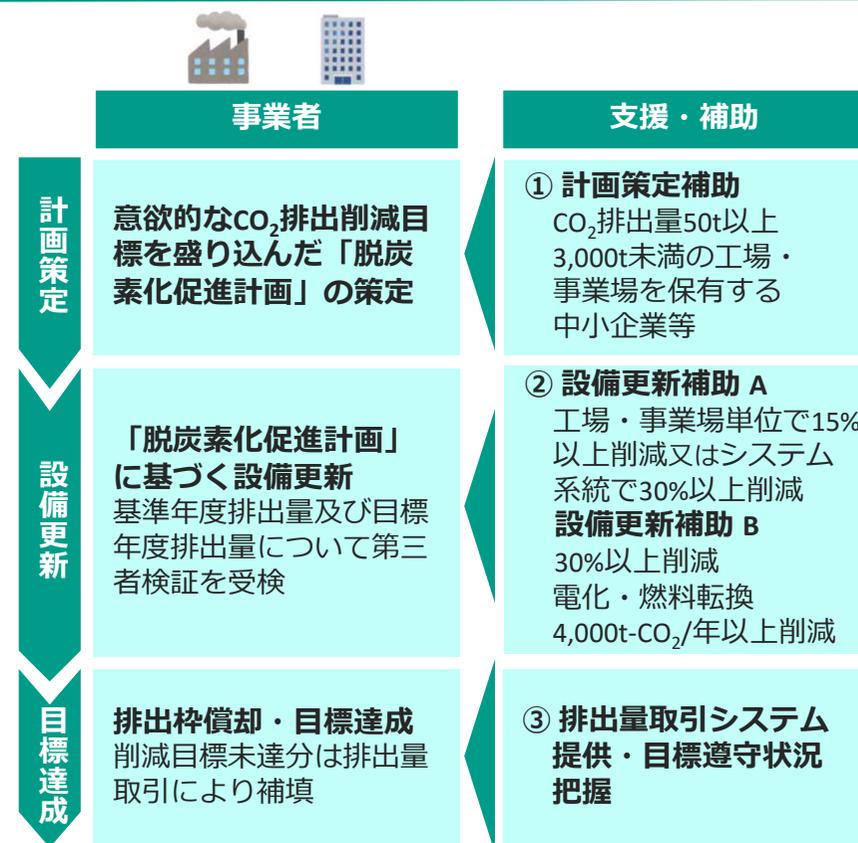
## 2. 事業内容

- ① **脱炭素化促進計画策定支援（補助率：1/2、補助上限 100万円）**  
CO<sub>2</sub>排出量50t以上3000t未満の工場・事業場を保有する中小企業等に対し、CO<sub>2</sub>排出量削減余地診断に基づく「脱炭素化促進計画」の策定を支援
- ② **設備更新補助（補助率：1/3）**
  - A. 「脱炭素化促進計画」に基づく設備更新の補助（補助上限1億円）  
工場・事業場単位で15%以上削減又は主要なシステム系統で30%以上削減
  - B. 主要なシステム系統でi) ii) iii) の全てを満たす「脱炭素化促進計画」に基づく設備更新の補助（補助上限5億円）
    - i) 電化・燃料転換
    - ii) CO<sub>2</sub>排出量を4,000t-CO<sub>2</sub>/年以上削減
    - iii) CO<sub>2</sub>排出量を30%以上削減
- ③ **目標遵守状況の把握、事例分析等**  
参加事業者のCO<sub>2</sub>排出量等の管理等、実践例の分析・横展開の方策検討

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 ①～②間接補助事業（①補助率1/2、②補助率1/3）、③委託事業
- 補助・委託先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

## 4. 事業イメージ





脱炭素社会へ向け、国内の金融機関等に対するESG金融の更なる浸透・実践を進めるための取組を支援する。

## 1. 事業目的

- ① 諸外国の動向調査を踏まえつつ、ESG金融の実践と国内のグリーンファイナンス市場の拡大による脱炭素社会へ向けた民間資金の導入拡大のための取組を支援する。
- ② 民間ビジネス主導によりESG金融を実践、浸透させることで、地球規模の気候変動対策推進に我が国として貢献するとともに、地域における脱炭素社会への移行を促進する。

## 2. 事業内容

2050年カーボンニュートラルの実現に向けた必要投資額は巨額であり、国内外の民間資金を取り込むESG金融の主流化が必要。本事業では、国際的な知見を踏まえたESGの実践促進、地域の課題解決と一体的な脱炭素化対応の促進支援等を行う。

### (1) グリーンファイナンス市場拡大促進事業

- ・ 国際的な政策・機関の動向、取組事例や手法等の収集・分析、情報発信
- ・ グリーンファイナンス市場整備促進方策の検討
- ・ ネットゼロを目指す金融機関の取組支援

### (2) ESG地域金融実践促進事業

- ・ 地域金融機関におけるESG金融の取組事例収集、分析支援及び情報発信
- ・ 国内ESG地域金融の普及に向けた課題抽出、解決策の検討

### (3) ESG金融主流化事業

- ・ ESG金融「ハイレベル・パネル」における統一的発信の実施
- ・ ESGファイナンス・アワードの実施

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和4年度～令和6年度

## 4. 事業イメージ

### (1) グリーンファイナンス市場拡大促進事業

- ・ 各国、国際市場の最新動向の調査及びポータルサイトによる発信
- ・ 市場整備のための各種ガイドライン類の検討
- ・ 金融機関による投融資先の排出削減方策検討、TCFDシナリオ分析等への支援



### (2) ESG地域金融実践促進事業

- ・ 地域の脱炭素化に向けた地域金融機関の取組促進支援



### (3) ESG金融主流化事業

- ・ ESG金融に関する我が国のトップが集まる「ESG金融ハイレベル・パネル」において、統一的発信を実施。





地方公共団体の公用車や民間社用車に「再エネ×電動車」カーシェアを導入し、地域住民とのシェアリングやレジリエンス強化も同時に促進します。

## 1. 事業目的

- 公用車/社用車等を率先して再エネ設備導入とセットで電動化することで、移動の脱炭素化を図るとともに、地域住民の足として利用可能なシェアリングを実施する。特に若年層の電動車利用も働きかけていく。
- 電動車は再エネ設備の発電電力量の需給調整としての機能などの「動く蓄電池」としての活用も期待され、災害時の非常用電源としての役割が期待される。

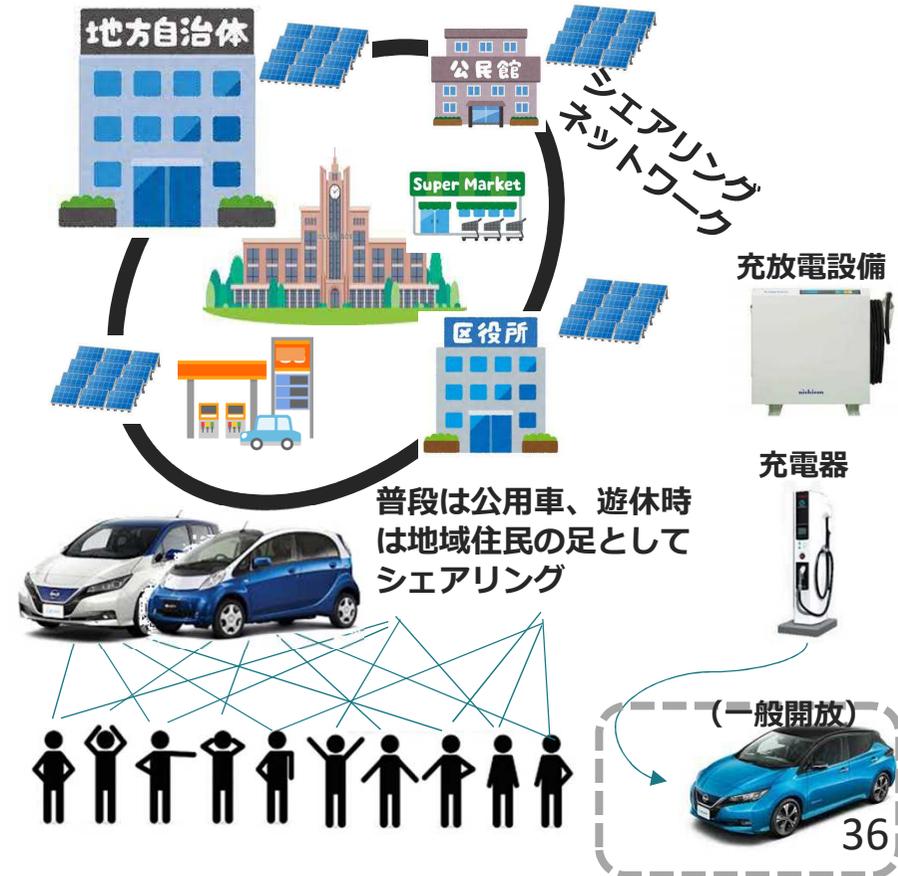
## 2. 事業内容

- 本事業は、地方公共団体及び民間事業者・団体が、再生可能エネルギー発電設備と電気自動車等を同時購入し、地域住民向けにシェアリングする取組を支援する。
- また、本事業の補助対象者は自治体・民間企業の施設を災害拠点化※し、地域のレジリエンス強化へ貢献する。そのため、充放電設備/外部給電器の導入についても同時に支援する。
- ※ 民間事業者が車両保有者となる場合は自治体と災害時活用の協定を締結。
- 充電器についてもオプションにて導入を支援する。ただし、導入した場合は地域住民がアクセスしやすい充電インフラとして開放し、地域の充電インフラ拡充へ貢献することとする。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 (1/2、1/3、定額 ※一部上限あり)
- 補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和3年度

## 4. 事業イメージ





【令和3年度補正予算額 10,100百万円】

消費者の環境配慮行動に対し企業等がポイントを発行する取組を一気に拡大し、ライフスタイル変革を実現します。

## 1. 事業目的

環境配慮製品・サービスの選択等の国民の環境配慮行動に対し企業、地域等がポイントを発行する取組を一気に拡大することにより、2030年温室効果ガス46%削減、食ロス半減、ワンウェイプラ25%排出抑制等のため必要なライフスタイル転換を加速するとともに、環境配慮製品・サービス等の市場拡大によるコロナ禍からのグリーンリカバリー、地方活性化を促進する。

## 2. 事業内容

我が国の温室効果ガス排出量の約6割が衣食住を中心とした家計関連であり、2030年46%削減、家庭部門66%削減に向け、脱炭素型のライフスタイルへの転換が必須。また、循環経済の観点からは、循環基本計画等に定める2030年食ロス半減、ワンウェイプラ25%排出抑制等の目標達成が必要。2030年に向け残り9年しかない中、いずれも大幅な削減が求められており、ライフスタイル転換施策の強度を格段に上げる必要がある。そのためにポイントが有効であることがこれまでの環境省事業等で実証されている。

このため、本事業により、環境配慮製品・サービスの選択等の消費者の環境配慮行動に対し新たにポイントを発行しようとする企業や地域等に対し、企画・開発・調整等の費用を補助することにより、環境配慮ポイント発行の取組を一気に拡大する。ポイント発行の効果についてはデジタル技術の活用により見える化・定量化し、頑健な手法により効果を検証するとともに、原則として支援後3年間の環境配慮ポイントの発行継続を求める。本事業により脱炭素・循環型のライフスタイルへの転換を加速するとともに、環境配慮製品・サービスの市場拡大を通じたコロナ禍からのグリーンリカバリー、地方活性化を促進する。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（全国規模：補助率1/2（上限3億円）、地域規模：補助率2/3（上限1億円））、委託事業（効果検証）
- 補助対象・委託先 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和3年度

## 4. 事業イメージ

対象となる“グリーンライフ”のイメージ



- ・地産地消・旬産旬消の食材利用
- ・販売期限間際の食品の購入
- ・食べ残しの持帰り (mottECO) など



- ・高性能省エネ機器への買換え
- ・節電の実施
- ・再エネ電気への切替え など



- ・プラ製使捨てスプーン・ストローの受取辞退
- ・ばら売り、簡易包装商品の選択
- ・リユース品の購入
- ・リペア(修理)の利用 など



- ・ファッションロス削減への貢献
- ・サステナブルファッションの選択
- ・服のサブスクの利用 など



- ・カーシェアの利用
- ・シェアサイクルの利用 など

※具体的にどのような場合にグリーンライフ・ポイントを発行するかは、各企業・自治体等の取組による

## 参考 環境省HP（補助事業関連）

令和3年度補正予算（案）の概要（令和3年11月）

<https://www.env.go.jp/guide/budget/r03/r03-hos-gaiyo.html>

令和4年度環境省重点施策集

<https://www.env.go.jp/guide/budget/r04/r04juten-sesakushu.html>

2021年度(令和3年度)二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金に係る補助事業者  
（執行団体）

[https://www.env.go.jp/earth/ondanka/kobo/r03/danntai\\_R03.html](https://www.env.go.jp/earth/ondanka/kobo/r03/danntai_R03.html)

※令和4年度は現時点で未定

脱炭素化事業支援情報サイト（エネ特ポータル）

<https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/enetoku/index.html>

